

○副議長（外崎浩子君） 六番松本由男君。

〔六番 松本由男君登壇〕

○六番（松本由男君） 松本由男です。今朝は東北なまりのウグイスのさえずりを聞きながら皇紀二六八二年、県制百五十年の先人に思いをはせ、一方で、施行七十五年となる日本国憲法の前文にある、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼をして」を真つ向から否定する近隣アジア諸国、ロシアによるウクライナへの侵攻の現実を見るとき、平和は願っているだけではなく、自主独立の気概を持って自ら勝ち取る努力が必要であることに意を強くしたところであります。改めて自分の国を守るとはどういうことか、我々日本国民一人一人に今まさに突きつけられており、日本の危機であると認識しなければなりません。

それでは、総合的な危機管理の視点で県政全般に係る課題と認識する大綱三点について順次、一石を投じてまいります。

まず、複合災害を想定した実効性ある危機管理態勢について伺います。

自助、共助、公助。自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る、自治体や行政機関は公的支援をすることで住民を守るが限界もある。このように、それぞれの主体の能力や限界を補い合いながら国土、国民を有事から守ることは災害法令などでもその趣旨が貫かれております。これを踏まえ、平素からそれぞれの主体の懸案事項を取り除いておくことは防災・減災の基本であります。過去を教訓としながら将来にも想像力を働かせることが重要であります。危機管理の要諦は一言で備えにあります。起り得る事態想定をまさかと捉えるのではなく、もしかしてと捉え、最悪を想定して準備しておくことにあります。

そこで質問です。

第一は、知事・副知事の平素の住まいについてであります。

居住の自由は憲法第二十二条により保障されております。一方、有事において指揮を執る知事やその次級者である副知事の住まいは努めて災対本部となる県庁舎の近傍があるべき姿と認識します。本県には知事公館はありますが、知事・副知事公舎・宿舎はありません。全国に目を転じれば、令和元年の大手新聞社の調査では、知事は二十三道県で公舎に住み、五府県が幹部宿舎を利用、残る十五都府県で自宅となっております。

昨年末、現総理は議員宿舎から総理公邸に引っ越しました。村井知事におかれては自宅から公用車で片道数十分をかけての通勤です。道路の寸断、いわゆるハイブリッド戦による衛星携帯を含めた通信インフラの途絶などを想定すれば、有事指揮を執る知事・副知事の住まいはいかにあるべきか、村井知事の御見解を伺います。

第二は、三月三十一日をもって任期満了予定の副知事の選任について伺います。

地方自治法に基づく本県副知事の定数条例では、副知事は二人とすると定めております。二月十一日の報道によれば、知事の職務代理トップの副知事が三月末をもって退任し、次の副知事の人事案は県議会六月定例会に諮るとしております。三か月間とはいえ職務代理者が一人だけとなり欠員の状態にしておくことは、危機管理の観点並びに当該条例に抵触するものではないかと認識します。昨年、お隣の山形県では副知事定数二名で実配置一名のところ、当該一名の副知事が議会において再任否決となり、副知事不在の状態が長く続き県政運営に支障を来したと聞き及んでおります。村井知事の人事専権事項とはいえ、有事の二正面・三正面作戦を想定し県民の命を守るという観点から、欠員にすることなく司令塔の組織をしっかりと固めておくことが重要と認識しますが、御見解を伺います。

第三は、原子力災害に係る実効性ある避難についてであります。

二月十日から三日間にわたり、女川原発の重大事故を想定した国主催の原子力総合防災訓練と一体となって県や関係市町の原子力防災訓練が実施されました。厳しい寒さの中、企画・運営に当たられた関係者に改めて感謝を申し上げます。国による訓練終了後の評価は、一連の手順を確認できたことにより所期の目的は達成したとしております。一方、避難対象の住民からは、コロナ禍という状況から最も大事な避難訓練が見送られ不安が残るとの声を聞いております。原発立地自治体の本県として、今回の防災訓練の評価と今後の地域防災計画への反映スケジュールについて伺います。

また、原子力災害が発生した場合の三十キロメートル、UPZ圏外の避難者受入れ市町村は、今回の訓練にはどのように関わったのか伺います。

UPZ圏外の自治体は法的には原子力災害に係る地域防災計画の策定義務はありませんが、多くの避難者を受け入れることとなります。避難経路だけではなく実効性ある避難先を確保しておかなければなりません。特に私が盲点と認識するのが避難先の駐車

場の確保であります。仙台市を例にとれば、避難者受入数は石巻市から約四万六百人、東松島市から約二万四千二百人としております。避難手段の大半は自家用車と想定されます。避難者受入れ市町村の駐車場確保の現状についてお聞かせください。

この際、昨年、丸森町が民間と協定を結んだように、平素から事業者等との連携を図り駐車場を事前に確保しておくことを提案しますが、御見解を伺います。

また、今回コロナ禍のため延期とした住民避難訓練の対応策として、コロナ感染症対応においても知事が県民に様々な御協力をお願いしているように基礎自治体との連携の下、原発避難地域の住民に一度、買物や観光目的の折に避難経路や避難予定施設を確認していただくようお願いしてみることを提案するものですが、知事の御見解を伺います。

重要なことは避難予定者自身が避難先を前もって確認しておくことにあります。

第四は、地域の特性に応じた津波避難についてであります。

今年一月十六日未明のトンガ諸島での海底火山噴火においては、岩手県には津波警報が、その他の太平洋岸の都道府県には津波注意報が発令されました。今回の事象に際しての本県及び海沿いの市町の対応と教訓についてお尋ねします。

今回の事象は過去に例が少なく気象庁も定義づけが難しいとされる、津波ではなく衝撃波・空振による潮位変化という表現となりました。私もいまだしっくりこない状況にあります。今後はこの事象の警報発令に当たっては、新たな用語の定義が求められます。例えば潮位変化注意報や潮位変化警報などであります。今回の事象についての国からの見解と危機管理当局の現状認識についてお聞かせください。

また、膨大な予算でつくられた約七メートルの津波にも耐えられる防潮堤など多重防御線がある中で、一メートル以下の津波という定義の津波注意報にもかかわらず、内陸部の全員が避難しなければならぬような情報発信となったことについて検証が必要と認識いたします。基礎自治体との連携の下、早急に手だてを講じるべきではないかと認識しますが、御見解をお聞かせください。

また、仙台市沿岸部の数キロメートルにわたる貞山運河には東日本大震災の影響により橋がなくなったままのエリアがあり、避難の呼びかけがあっても避難の丘や避難道路にたどり着けない状況となっております。間もなく東日本大震災から十一年となるに

至っても対策が講じられていない地域が残っていることについて、県としてどのように捉えておられるのか。総合調整の立場にある県として国や仙台市との連携の下、国土強靱化などの予算を活用し、人道橋など早急に手だてを講じることを要望するものであります。取組の方向性について伺います。

第五は、火山噴火についてであります。

国土交通省によれば火山大国の日本には百十一の活火山があり、うち宮城県は蔵王山、鳴子、栗駒山が活火山に指定されております。本県の火山災害に係る事前防災の観点から取組状況についてお聞かせください。

特に蔵王山は平成二十七年に活動が活発となり、それを受けて監視態勢を敷くとともに融雪型火山泥流への警戒が強まり、松川沿いの砂防工事を進めております。その砂防工事の進捗状況と完成予定時期について伺います。

また、活火山近隣基礎自治体の火山噴火に際しての対応のスタンスについて、お聞かせください。

この綱の最後は、個別避難計画の作成についてであります。

平成二十五年の災害対策基本法の改正により、基礎自治体には災害時要配慮者のうちから避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられました。また、昨年にはその名簿に基づき個別避難計画の作成が努力義務ではありますが基礎自治体に課されました。災害対策基本法によれば災害時要配慮者とは高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者としております。東日本大震災等の教訓により、弱者となる要配慮者については避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持など様々な場面において多くの問題が介在しております。名簿整理や個別避難計画の作成など災害見積りに基づく地域特性に応じた実効性ある基盤整備が求められます。基礎自治体の総合調整役を担う県として、直接住民と接する基礎自治体の個別避難計画の作成状況と本県による支援・助言内容について伺います。

次に、大綱二点目、警察の諸活動を支える組織基盤の充実・強化について、特に警察官、警察署、交番、駐在所及び信号機の整備について伺います。

県警は知事所轄、県公安委員会の管理下で安全安心な地域社会の実現という運営方針の下、社会変化に的確に対応しながら県民一人一人の期待と信頼に応えるための警察

活動を推進していることに改めて感謝いたします。警察本部長からの新年度予算方針にもあるように、長期化する新型コロナ感染症への対応やサイバー空間の脅威への対応など、安全安心な地域社会の実現のためには警察の諸活動を支える組織基盤の充実・強化が必要であります。一方、限られた予算の中で警察諸活動に当たっては、県警だけではなく県庁一丸となったより一層の創意が求められます。警察本部の新年度の基盤整備の主な事業計画には交番相談員の雇用経費、仮称栗原警察署や岩沼警察署の建設事業、I PR形警察移動無線機の整備費等が計上されたところであります。組織基盤の充実が少しずつ進捗しておりますが、更にスピード感を持った人的・物的基盤整備が求められます。

そこで、質問であります。

第一は、警察官の定員と所要数についてであります。

昨年四月一日の警察庁のデータによれば、全国の警察官定数は約二十六万二千人、本県にあつては条例定員数が三千七百六十六人となっております。警察官一人当たりの国民対象は約四百八十人、一方、本県では約六百三十人であります。この数字は四十七都道府県の中の四十五番目という低さとなっております。また、国民一人当たりの警察官数は人口に比例しておらず、東京をはじめ上位十都府県のうち八つの府県が西日本であり、西高東低の特徴があります。以上を踏まえ、現場を預かる本部長として警察官の政令基準に基づく条例定員数と所要数をどのように捉えておられるのか伺います。

第二は、警察署や交番、駐在所の整備状況について伺います。

当局は平成二十九年に策定した当面の警察署整備計画に基づき、限られた予算の中で計画的に警察署などの整備を行っており、新年度以降は仮称栗原警察署や岩沼警察署の建設が事業化されております。一方、仙台市宮城野区内にある精鋭が勤務する築約五十年の仙台東警察署の建屋は、表から見ただけでも耐震性などの観点から不安を覚えます。県内の警察署や交番、駐在所の耐震性、老朽化が心配であります。勤務する警察職員を安全を担保しなければなりません。本県の警察署や交番、駐在所の施設の現状、特に耐震性の評価と今後の整備の方向性について伺います。

第三は、信号機の整理と新設について伺います。

当局のデータによれば県内には約三千五百の信号機があり、地域の要望などを踏ま

え信号機の設置指針に基づき新設や更新を繰り返し現在に至っております。県民の声には、新たなまちづくりや学校の統廃合などにより不必要と思われる信号機にもかかわらず老朽化のため更新せざるを得ず、このため更新のための経費がかさみ、真に必要な場所への信号機の設置ができていないのではないかとの声があります。状況の変化に応じた柔軟な取組が求められます。改めて優先度の低い県内の信号機を洗い出し、要望や安全管理上必要な場所への新たな信号機の設置に振り向けるなど柔軟性ある取組を求めるものですが、御見解を伺います。

最後に、大綱三点目、誰一人取り残さない教育環境の整備ということで、公立中学夜間学級、いわゆる夜間中学について伺います。

私は自らの体験からも学び直しの言葉は好みません。学び直しはなく、生涯が学びであり、その時々が学びと思っております。夜間中学の設置は平成二十八年十二月、いわゆる教育機会確保法の施行と翌年の同法基本指針に基づき当初各都道府県、次いで政令指定都市に求められたものであります。これを受け本県教育委員会と仙台市教育委員会との間で協議を重ね、このたび仙台市が主体となって配置することになり、新年度に準備、公募を行い来年四月に東北では初めて設置することになりました。夜間中学の概要は、様々な理由により義務教育を修了できなかった方や不登校等のためにほとんど学校に通えなかった方、本県で義務教育を修了していない外国人が学ぶものであります。

また、夜間中学は昼間の中学校と同じく授業料は無償、週五日間の授業、教員免許を持つ教師が担任し、全ての課程を修了すれば中学校卒業となります。文科省によれば全国の夜間中学の設置状況は今年一月現在、十二都府県で三十六校にとどまっております。

また、令和元年度の調査では、地域特性はありますが一校当たりの生徒数平均は五十二人で、最大二百人、最小十一人となっております。初年度の仙台市の応募見積りは、他都府県の実績などから約二十名と見積もっております。このような状況の中にあつて文科省は夜間中学についての統一した基準を示しておらず、地方自治体の判断に委ねられていることから、努めて早い時期にその枠組み・基準をつくることが求められます。特に全国の事例からすれば約八割が外国人であることや高齢者の入学を想定すれば、様々な手だてを講じていかなければなりません。

そこで、組織、基準、連携などの順にお尋ねします。

第一は協議会の設置の在り方です。

教育機会確保法には、県や県内の事務に関する役割分担等の協議・調整のため協議会を組織することができるとあり、その構成員には県、市町村の首長や教育委員会、そして民間の団体などがあります。多様な主体が関わることが想定される夜間中学の特性を踏まえれば協議会を設置する方向で検討すべきと考えますが、当局の見解を伺います。第二は、教員の確保についてであります。

この一月の文科省の実態調査によれば、公立小中高、特別支援学校の教員不足は全国で二千五百五十八人、本県にあつては仙台市を含めて四十四人となっております。このような中にあつて、仙台市の夜間中学の教員の確保のための取組状況について伺います。

第三は、外国人への対応です。

宮城県内の外国人は令和三年一月現在で約二万一千人、うち仙台市は約一万三千六百人となっております。日本語を理解できない外国人入学者への対応のための専門教員の確保を含めどのように対応するおつもりか、伺います。

あわせて、経済商工観光部が事業化を予定している日本語学校との連携についても伺います。

第四は、夜間中学に係る各種の基準についてであります。

文科省は夜間中学に係る各種の基準を示しておりません。裏返せば本県や仙台市に自主裁量の余地と責任があります。仙台市にあつては入学要件はありますが、選抜基準や入学してからの学習評価基準等を検討中と聞き及んでおります。質の高い教育や進学のことを踏まえれば、あらかじめ選抜基準や学習評価基準等の各種基準を早期に整備するべきと考えますが、御見解を伺います。

最後の質問は県と仙台市、そして県内市町村との連携についてであります。

仙台市当局からのヒアリングによれば、学業に当たつての実費等の徴収のため仙台市と学生が居住する市町村と協定を締結する予定と聞き及んでおります。本来ならば法律の立てつけ上、夜間中学の設置は一義的には県にあり、仙台市と他の市町村に負担をかけないような県としての取組が必要であると考えますが、見解を伺います。

あわせて、通学に当たつて生じる諸経費について何らかの助成の検討を提案するも

のですが、見解を伺います。

以上、大綱三点、総合的な危機管理の視点で一石を投じ、壇上からの質問を終了します。

御清聴ありがとうございます。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 松本由男議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず大綱一点目、複合災害を想定した実効性ある危機管理態勢についての御質問にお答えいたします。

初めに、有事の際に指揮を執る知事・副知事の住まいの在り方についてのお尋ねにお答えいたします。

大規模な自然災害や重大事故等、危機事案の発生時には速やかに初動対応に当たる必要があることから、私や副知事の住まいが対策本部となる県庁舎に近いことは好ましいものと考えております。一方、公務等の理由から私の登庁が困難となる事態も想定されるため、ウェブ会議による対策本部の運営訓練などに取り組んでおり、昨年十二月の豚熱発生時には、実際に県外の出張先からタブレット端末などを活用して初動対応の指示等を行ったところであります。更に、通信インフラが途絶する事態に備え災害対策本部長である私を代理する体制の強化にも努めるなど、様々な危機事案の対応に万全を期しております。

次に、危機管理の観点や条例の趣旨から副知事に欠員が生じない対応についての御質問にお答えいたします。

私が知事として五期目を迎え様々な県政課題への対応のほか、新・宮城の将来ビジョンや政策集を掲げた施策の実現に向けて熟慮を重ねた結果、佐野副知事の後任につきましては外部から登用することを考えており、六月定例会で提案できるように現在調整を進めているところであります。それまでの間、三か月程度副知事一人体制となりますが、危機管理につきましては私と遠藤副知事、そして復興・危機管理部を中心に全庁結束して万全を期してまいります。

次に、今回の原子力防災訓練の評価、地域防災計画への反映スケジュール、UPZ外の市町村の訓練への関わりについての御質問にお答えいたします。

我が県として初めて国の原子力総合防災訓練と一体で実施した今回の原子力防災訓練では、避難訓練への住民参加の見合せなど一部実施方法の変更もありましたが、ほとんどの訓練は予定どおり実施いたしました。国の職員との連携や国、市町との通信連絡体制確立の手順など、より災害時に近い形で重点的に確認することができ、当初の目的をおおむね達成できたものと考えております。今後速やかに参加者から課題を聞き取り、来年度以降必要に応じ県の地域防災計画に反映してまいります。また、UPZ外の栗原市、大崎市、名取市、亶理町においては避難所受付ステーションや避難所の設置・運営などの訓練を実施したほか、全ての市町村が通信連絡訓練に参加し緊急時の手順を確認いたしました。

次に、トンガ諸島付近の大規模火山噴火に伴う潮位変化に対する国の見解と我が県の現状認識についての御質問にお答えいたします。

気象庁では今回の大規模火山噴火による潮位変化は、地震を原因とする津波とは異なる事象ではあるものの、津波警報等の仕組みを使って防災対応を呼びかけたと発表しております。また、今後、潮位変化のメカニズムを分析し情報発信の在り方を検討していくとしておりますが、当面の間は今回と同様、津波警報等の仕組みを活用して情報発信を行うとの見解を示しております。県としてはどのような事象であっても海岸付近で被害発生のおそれがある場合は、その危険性を速やかに誰もが分かりやすい形で周知する必要があると考えており、気象庁の見解と対応は妥当なものであると認識しております。

次に、貞山運河には大震災で橋が流失し避難場所に向かうことができないう区域があり、人道橋設置の手だてを講じてほしいとの御質問にお答えいたします。

市町の津波避難計画の指針となる宮城県津波対策ガイドラインでは、避難路は避難の目的地点まで最も短時間でかつ安全に到達できる経路を想定するとしており、市町においてはこのことを踏まえて避難路を指定しているものと認識しております。貞山運河への新たな人道橋の設置につきましては、事業内容等に応じ法律に基づく手続もあることから、事業主体となる市町からの申出に基づき河川法の許可など必要な対応を検討して

まいります。

次に、火山災害に係る事前防災の観点からの取組状況についての御質問にお答えいたします。

我が県では監視・観測体制の充実等が求められる常時観測火山として栗駒山と蔵王山が選定されており、国や県、市町村、学識経験者、関係機関等から成る火山防災協議会が火山ごとに設置され、事前防災の役割を担っております。栗駒山は岩手県、蔵王山は我が県が協議会の事務局を務めており、火山活動の状況に応じた住民等の行動を示す噴火警戒レベルの設定や、噴火に伴う事象ごとに具体的行動を定めた避難計画の策定、火山災害の影響を受ける施設の管理者が定める避難確保計画の作成支援等を行っております。これらに加え、蔵王山では避難計画に基づく図上訓練や観光客向け避難誘導看板の設置、国による火口監視カメラの試験運用などの取組も行われております。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 復興・危機管理部長佐藤達哉君。

〔復興・危機管理部長 佐藤達哉君登壇〕

○復興・危機管理部長（佐藤達哉君） 大綱一点目、複合災害を想定した実効性ある危機管理態勢についての御質問のうち、避難先市町村の駐車場の確保状況と事業者等との連携による事前確保についてのお尋ねにお答えいたします。

原子力災害時における避難所の駐車場確保については、災害により避難の規模などが異なることから一概に判断することは難しいと考えておりますが、最大規模を想定した場合には十分ではない避難所も生じるものと認識しております。その場合には避難元市町が県や避難先市町村と連携して、他の避難所との調整や近隣の事業所等への協力依頼などを行うこととしておりますが、緊急時の駐車場の確保についてあらかじめ事業者等と取り決めておくことは重要であると考えております。県といたしましては避難元市町と事業者等との協定へ向けた支援など、住民の皆様の円滑な避難に向けた体制づくりを引き続き取り組んでまいります。

次に、避難元の住民に避難経路や避難場所を確認しておくことを求めているかどうかの御質問にお答えいたします。

避難元市町の住民の皆様が原子力災害時に避難経路や避難所となる施設をあらかじめ

め確認しておくことは、円滑な避難に向けて重要であると認識しております。このため県では先月、避難経路や避難先などを地区ごとに記載したリーフレットをそれぞれの世帯へ配布し、災害時の行動と併せてお知らせしたところでございます。外出の際などに避難経路や避難所等をあらかじめ確認していただけるよう関係市町とともに検討してまいります。

次に、トンガ諸島付近の大規模火山噴火に伴う潮位変化に際しての対応と教訓についての御質問にお答えいたします。

今回の潮位変化に際して、県と沿岸市町では気象庁の津波注意報発表後、速やかに災害対策本部等を設置するとともに避難指示を発令するなど対応いたしました。住民の避難行動には必ずしも結びつかない状況となりましたが、これは地震を伴わない中での避難であったことや深夜の時間帯であったことも一因であると考えております。

次に、津波注意報の発令に対し一律の避難を求める情報発信となったことを検証し、早急に対策を講じるべきとの御質問にお答えいたします。

東日本大震災の教訓を踏まえ、宮城県津波対策ガイドラインではどのような津波であれ危険な地域からの一刻も早い避難が必要であるとしており、今回の津波注意報の発表に際しても、各市町では地域の実情に応じて避難が必要な地域に呼びかけを行ったものと認識しております。県といたしましては今回の対応を踏まえ、避難指示を発令する範囲や情報発信の方法などについて、沿岸市町と情報を共有しながら引き続き実効性のある対策に努めてまいります。

次に、火山噴火発生時における近隣市町村の対応姿勢についての御質問にお答えいたします。

噴火発生時における避難行動や救助活動が円滑に行われるためには、実効性のある避難計画の策定と計画に基づく関係機関等との連携体制の構築が重要であると認識しております。栗駒山及び蔵王山の避難計画策定に当たりましては、火山防災協議会の構成員である市町が主体となって噴火に伴う事象に応じた具体的な行動や火山情報の伝達手段、避難の範囲、避難場所などを定めているところでございます。また、自衛隊、警察、消防など関係機関と市町との連携強化についても定期的に担当者会議や通信訓練が開催されるなど積極的に取り組んでいるものと認識しており、県といたしましても引き

続き協議会の活動を通じて市町の火山防災対策を支援してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

〔保健福祉部長 伊藤哲也君登壇〕

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 大綱一点目、複合災害を想定した実効性ある危機管理態勢についての御質問のうち、市町村における個別避難計画の作成状況と県による支援や助言の状況についてのお尋ねにお答えいたします。

避難行動要支援者の個別避難計画の作成は、昨年五月の災害対策基本法の改正により市町村に努力義務化され、地域における洪水や土砂災害などのハザードの状況、対象者の心身の状況や居住実態などから判断し、優先度の高い要支援者についておおむね五年程度で作成することとされております。県内では既に計画作成を終えている市町もありますが、多くの市町村は来年度以降に着手する予定となっております。県ではこれまでも国のモデル事業に取り組み全国の自治体の事例を紹介してきたほか、先月二十四日には市町村担当者研修会を開催し、内閣府の担当者や有識者から個別避難計画作成のポイントを説明していただくなど、市町村の計画作成を促進する取組を行っております。今後とも避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、市町村の取組を支援してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 土木部長佐藤達也君。

〔土木部長 佐藤達也君登壇〕

○土木部長（佐藤達也君） 大綱一点目、複合災害を想定した実効性ある危機管理能力についての御質問のうち、松川流域の砂防工事の進捗状況等のお尋ねにお答えいたします。

国では平成二十七年に蔵王山の火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、噴火シナリオや被害想定、緊急時に実施する対策等を示した蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定しております。これを受け、県では平成二十八年に関係する国の機関や市町と連携して宮城県蔵王山噴火対策砂防計画を策定し、それに基づき松川火山砂防事業を実施しております。これまで松川の氾濫対策として床固め工や帯工などの施設を先行し

て整備しておりますが、現在、河道掘削土砂の処理等について事業計画の変更を国に申請中であります。それに伴い事業完了年度は令和十年度を見込んでおり、今年度末の進捗率は事業費ベースで約六割となります。県といたしましては今後とも蔵王山の火山噴火による被害軽減を図るため、松川火山砂防事業の推進に鋭意取り組んでまいります。私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

〔教育委員会教育長 伊東昭代君登壇〕

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 大綱三点目、誰一人取り残さない教育環境の整備、夜間中学についての御質問のうち、協議会設置についてのお尋ねにお答えいたします。

夜間中学の設置については、平成二十八年十月に県教育委員会と仙台市教育委員会とで夜間中学設置に係る共同調査研究会を立ち上げて調査研究を行い、多くの需要が見込まれること、広域からの生徒が通学しやすいことなどの理由から、設置場所は仙台市内が適切であると思いました。その後も具体的な設置場所や入学対象者、費用負担等について協議を重ね、今回、仙台市立南小泉中学校の分教室として市と県でイニシャルコストを案分し設置することとしたものです。今後、教育活動の充実に向けた様々な課題について県と仙台市及び県内市町村の教育委員会が協議する場を設けてまいります。

次に、夜間中学の教員をどのように確保するのかについての御質問にお答えいたします。

教職員の配置については夜間中学においても公立学校と同様、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づいて行われます。開設される夜間中学については仙台市教育委員会が教員の配置を行うこととなりますが、県教育委員会としても多様なニーズに応じた学びの場となるよう仙台市と情報共有を図ってまいります。

次に、日本語を理解できない外国人入学者への対応と日本語学校との連携についての御質問にお答えいたします。

全国的に夜間中学に在籍している生徒の多くが外国籍であり、開校する夜間中学においても対応が必要と見込まれることから、仙台市教育委員会において日本語支援員や補助員、ボランティアなどの活用を検討していると伺っております。また、今後県が準

備を進める日本語学校との連携については、県教育委員会としてその進捗状況を見ながら考えてまいります。

次に、夜間中学に係る各種基準の整備についての御質問にお答えいたします。

夜間中学においても他の公立学校と同様に学習評価基準等を備えておくことが必要であり、仙台市教育委員会において夜間中学の選抜基準及び学習評価基準の設定に向けて現在検討を進めていると伺っております。夜間中学では学齢を過ぎた生徒や学習歴、国籍が異なる生徒も対象になることから、その実情に応じて制度を弾力的に運用することが必要であり、仙台市教育委員会においてもそのような特性を踏まえながら検討しているところです。

次に、市町村の負担及び通学に係る諸経費についての御質問にお答えいたします。

夜間中学の設置は教育機会確保法において全ての地方公共団体に対して求められているところであり、その運営費は生徒数や学級数等に応じて設置した地方公共団体に対して地方交付税による財源措置が講じられることとなります。また、通学費助成も含め国の財源措置がない費用については、市町村間で協議の上、必要性や負担割合を決めている先行自治体の例が多く、我が県においても仙台市や関係市町村と丁寧な協議を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 警察本部長猪原誠司君。

〔警察本部長 猪原誠司君登壇〕

○警察本部長（猪原誠司君） 大綱二点目、警察の諸活動を支える組織基盤の充実・強化についての御質問のうち、我が県の警察官数について条例上の定数と実際に必要と考える人数についてのお尋ねにお答えいたします。

警察官の定員数は警察法施行令により基準となる政令定数が定められており、これに基づき各都道府県ごとに条例で定めることとされております。この政令定数は各都道府県ごとの治安を維持するために最低限必要な人数を定めたものと承知しておりますが、御指摘のとおり我が県警察官一人当たりの人口負担は全国平均を上回っており、年々複雑化・多様化する警察事象への確に対応するために十分とは言い難い状況にあります。警察官の理想的な必要人数を一概に述べることは困難ですが、県警察といたしま

しては治安対策に向けた組織体制の更なる充実に向けて、警察庁をはじめとする関係当局に対し警察官増員の必要性について理解を求めていくほか、限られた人員を有効的に活用するため、現下の治安情勢を踏まえた体制の見直しや運用を継続して行っていくこととしております。

次に、警察署や交番、駐在所の耐震性をはじめとする施設の現状と今後の整備の方向性についての御質問にお答えいたします。

県内の警察施設のうち老朽化が進む警察署の計画的な建て替えや再編に向け警察署整備計画を策定しており、現在この計画に基づき仮称栗原警察署及び岩沼警察署の庁舎建設を進めているところであります。また、施設の耐震性については耐震診断の結果、耐震化改修が必要とされた施設の改修工事を全て完了しており、既に必要な措置を講じているところであります。御指摘のあった仙台東警察署については建築後四十六年がたち経年劣化が見られるため、整備対象施設の一つに選定して計画に盛り込んでおり、他の庁舎建設の進捗や優先度を踏まえつつ建て替えを行う予定としております。また、交番駐在所については施設の耐用年数や老朽状況のほか、当該地域における人口動態や犯罪発生状況等の治安情勢を踏まえ、施設整備の要否や優先度を検討し整備を進めているところであります。警察署、交番、駐在所のいずれにしましても地域における治安拠点としての機能を十分に果たせるよう引き続き計画的な整備に努めてまいります。

次に、信号機の整理と新設についての御質問にお答えいたします。

信号機は警察庁の信号機設置の指針に基づき、その必要性や緊急性等を判断して整備しております。県内では昨年三月末現在、計三千五百七基の信号機を運用し、設置要望が非常に多く寄せられておりますが、喫緊の課題である老朽化対策に取り組んでいるため信号機新設数が抑制されている現状にあります。ただ、新たな町並みが形成されるなど緊急性等が高い箇所には適切に信号機を設置すべきで、今年度は八基新設したところです。そのような中、県警察では持続可能な信号機整備を図るため、住民の方々や道路管理者等と共同で環境変化等のため必要性が低下した既存信号機を撤去し、真に必要な場所に移設するなど信号機の整理も進めております。これまでも仙台市青葉区宮町地区等でゾーン30等の安全対策を講じ、既存信号機の撤去、移設に適切に取り組んできました。県警察といたしましては今後も地域住民の方々の御意向を把握しながら道路管

理者等と十分に調整を図るなどして、信号機の整理、新設を計画的に行ってまいります。
以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 六番松本由男君。

○六番（松本由男君） 御答弁ありがとうございます。再質問を順次行います。

危機管理体制ということでも確認したいんですけれども、副知事の地方自治法上の話と条例の話です。私は条例にも抵触するんじゃないかと質問したはずなんですが答弁がなかったようなので、これをどのように捉えておられるのか伺います。

○副議長（外崎浩子君） 総務部長大森克之君。

○総務部長（大森克之君） 県の副知事定数条例につきましては、お話のとおり副知事の定数は二人とする規定でございます。今回につきましてはその方向で調整を進めているということで、短期間にとどまるということもございますので、この条例に抵触するということはないかと判断しております。

○副議長（外崎浩子君） 六番松本由男君。

○六番（松本由男君） 総務部には弁護士資格を持っている方もおられると思うんですが、参考に全国の事例で言いますと、まあ捉え方なんですけれども、地方自治法では副知事だとか副市町村長をその間、備えない場合も条例が必要なんです。それぐらい大事なもののなんです。数か月で短期間にとどまるということでもそれぐらいだったらという話なんですけれども、総務部長がおっしゃるような話であれば条例で二人以内と規定するだとか。ですから二人とするって規定したら二人なんです。こちら辺は捉え方を共有しておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（外崎浩子君） 総務部長大森克之君。

○総務部長（大森克之君） 全国の都道府県の条例の規定の状況を見ますと、今お話しのように例えば二人以内とするというような規定を設けている県は確かにあるんですけども、ごく少数で二県ほどにとどまっております。それ以外につきましては二人とするだとか三人まで置くことができるのかそういういったような規定がほとんどで、はっきり人数については規定しているということでございます。様々な事情もございまして、全く切れ目なくその人数が維持されるということではなく、その条例の趣旨に従って任用の努力をするということで法令上は問題ないと考えております。

○副議長（外崎浩子君）　六番松本由男君。

○六番（松本由男君）　そういうケースが二県と少ないのではという話があったんですが、それは違うと思うんですけども、私はやはり切れ目のない危機管理という話なんです。が、いろいろ諸事情があるのは分かります。しかし、そうであるならば任期を延ばして次の方の調整が付いたときにチェンジするとか、有能な遠藤副知事がおられるんですが、多分、御自身ではなかなか言えないでしょうけれども、やっぱり不安だなんて思っておられると思うんですよ。御本人からは言えないですね。人事専権事項なのでこれ以上は言いません。

次に、原発関連について伺います。

住民避難訓練ができなかったのが今後やるっていうお話ですけども、いつ頃どのような要領で考えておられるのか、お聞かせください。

○副議長（外崎浩子君）　復興・危機管理部長佐藤達哉君。

○復興・危機管理部長（佐藤達哉君）　今回の原子力総合防災訓練は初めて国と一体となつての訓練でございましたが、これまでも県としての原子力防災訓練は毎年行っていました。来年度について時期は未定でございますけれども、しっかりした体制で今回の反省をきちんと踏まえた形で実施したいと、コロナの状況にもよりますが住民参加についてもきちんと考えて実施したいと考えております。

○副議長（外崎浩子君）　六番松本由男君。

○六番（松本由男君）　ぜひ実効性あるものにしてもらいたいです。

ちよつと調べ切れなかったんですけども、今回の逃げる方向については仙台だとかこちら側の方向なんです。が、風向きによっては全く違う方向に行かざるを得ないというのもある。若しくは遠くに、例えば山形県とか秋田県、岩手県とかそういう場合もあると思うんですけども、この辺はいかがでしょうか。

○副議長（外崎浩子君）　復興・危機管理部長佐藤達哉君。

○復興・危機管理部長（佐藤達哉君）　議員御指摘のとおり、災害は一樣ではなく我々の想定を超えるものも当然考えられると思います。より広域な避難、方向について状況に沿った避難の方向性、そういったものを速やかにできるように訓練も併せてやっていきたいと考えております。

○副議長（外崎浩子君） 六番松本由男君。

○六番（松本由男君） 今の質問でもう一步踏み込んで、大事な部分なんです。避難計画のいわゆる万全とは何だということなんですけれども、もしそういう手だてが講じられない場合、再稼働に影響を及ぼすんですか、及ぼさないんですか、伺います。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） こういった訓練というものと再稼働というのは、やはり分けて考えるべきものだと思います。再稼働は既に国に対して宮城県としての考え方をお伝えして、国としてどのようにするかということは今検討中でありまして、訓練は訓練で我々が別途検討しているということでもあります。

○副議長（外崎浩子君） 六番松本由男君。

○六番（松本由男君） ぜひ国と連携して縦割りではなく、命を守る観点から実効性を持ってやっていただきたいと思えます。

次に貞山運河の件ですが、人道橋については所管が違うということも分かります。人道橋を設置するんだったら仙台市ですという話ではあるんですが、少し前向きな御答弁ではあったんですが、昨年の知事と仙台市長のお互いの選挙で雪解けになったものと思っておりますので、ぜひ連携をとりながらやっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 人道橋というのは大きな災害、津波が来たときに避難するため道の道をつなぐために貞山運河にかけるということでもあります。これはやはり避難計画を市町村がどう考えるか、恐らく仙台市のことをおっしゃっているんだと思うんですが、仙台市がどうお考えになるのかということが何よりも優先になるということでもあります。その上で事業主体となる仙台市から申出があれば、河川法の許可が必要かどうかということを検討するということでもあります。こういった議員からのお話もござりますので、こういった質問がありましたということについては仙台市にしっかりとお伝えして、仙台市の考え方を聞いてまいりたいと思えます。

○副議長（外崎浩子君） 六番松本由男君。

○六番（松本由男君） ありがとうございます。

次に警察関連です。保全上お答えできる範囲で結構ですのでお願いします。

まず、警察署はいいんですけれども、交番や駐在所も老朽化しているのでぜひほかの手段、AIとかも活用しながらやっていただければと思っておりますが、一点です、教育庁と似ているんですが警察もお金持っていないんです、権限はあるけど。そういう特性から、お金を預かり査定する総務部長いかがですか、少しでも考えていただけたらと思います。

○副議長（外崎浩子君） 総務部長大森克之君。

○総務部長（大森克之君） 警察施設または教育施設、様々な課題があるとは思っております。老朽化しているという御指摘でございますけれども、私どもとしましては老朽化対策を進めるに当たり宮城県公共施設等総合管理方針というものを策定しております、今後の施設需要などの中長期的な視点ですとか、財政負担なども考慮しながら計画的に更新や統廃合、長寿命化などの対策を講じてきたところでございます。警察施設や県立学校につきましてもこの方針に基づき対策を進めておりまして、毎年継続的に必要となる修繕などのほか、多額の費用を要する大規模改修、建て替えなどの予算も適切に確保しながら事業の進捗に努めているところでございます。これにつきましては、もちろん警察本部それから教育委員会とも随時きちんと協議や情報交換しながら進めているところでございます。財源につきましてもやはり考えなければなりませんので、この負担を軽減するために有利な地方債なども最大限活用するというところで、しっかり私どもとしても対応していきたいと考えております。

○副議長（外崎浩子君） 六番松本由男君。

○六番（松本由男君） 前向きな総務部長の発言がありましたので、警察本部長、教育長もばんばん話をして、赤ちゃんも泣かないとミルクを与えられないっていう感じですから、ぜひ大きな声で話をいただければと思います。

最後に夜間中学についてです。一点だけ気になるのが先ほど来、日本語学校の話も出ていますが、こちらは文部科学省系統の夜間中学で、一方で日本語学校は多分法務省系統で管轄が違うんですけれども、夜間中学が日本語学校化するんじゃないかと思いついて、そういう意味で日本語学校との連携はいかがでしょうかという質問をさせていただいたんですが、いかがでしょうか。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 夜間中学校につきましては全国的にも外国籍の方が多いと伺っております。日本語を学んでいただくということもございますが、やはり中学校で学んでいただく教科もございますので、総合的にしっかりと力をつけていただくということを目指してまいりたいと思います。日本語学校については今後準備が進みますので、その連携などどういうふうに力を合わせていったらいいのかということについては、我々も進捗を見ながら考えてまいりたいと思っております。

○副議長（外崎浩子君） 六番松本由男君。

○六番（松本由男君） 最後に、県は国と基礎自治体との間に位置しております。言わずもなですけれども、その役割を認識していただくことを求めて私からの質問を終了いたします。

ありがとうございました。